

## 岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、任意の予防接種であるおたふくかぜワクチン予防接種（以下「予防接種」という。）を希望する者に対し、子育て世帯の経済的負担軽減並びに疾病の発症及び重症化の予防を図るため、予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 予防接種費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に予防接種を受けた者であること。
- (2) 予防接種を受けた日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (3) 予防接種を受けた日において、1歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の前日までの間にあるものであること。
- (4) おたふくかぜに罹患したことがない者であること。

2 予防接種費用の助成は、助成対象者1人につき1回とする。

### (助成金の額)

第3条 予防接種費用に係る助成金（以下「助成金」という。）の額は、2,000円（予防接種費用の額が2,000円に満たないときは、予防接種費用の額）とする。

### (指定医療機関における予防接種)

第4条 助成対象者は、岩倉市と代理受領契約を締結している指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）において予防接種を受けたときは、岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成申請書兼代理受領委任状（様式第1。以下「申請書兼代理受領委任状」という。）を当該指定医療機関に提出し、接種費用の額から助成金の額を差し引いた額を、当該指定医療機関に支払うものとする。

2 助成対象者は、前項の予防接種を受けるときは、指定医療機関に対し、助成対象者であることを証する書類を提示しなければならない。

3 指定医療機関は、第1項の助成額を請求する時は、予防接種の実施月の翌月10日までに、岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成請求書（様式第2。以下「助成請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種者名簿（様式第3）

(2) 当該助成に係る助成対象者の申請書兼代理受領委任状

4 市長は、前項の規定により助成請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに指定医療機関に助成金を支払うものとする。

（指定医療機関以外の医療機関における予防接種）

第5条 助成対象者は、指定医療機関以外の医療機関において予防接種を受けたときは、接種費用の全額を当該医療機関に支払った後、岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成申請書兼請求書（様式第4。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

(1) 住所地を証明する書類

(2) 予防接種を受けたことが確認できる書類の写し

(3) 予防接種に係る接種医療機関発行の領収書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成金支給決定通知書（様式第5）により、不適当と認めた場合は岩倉市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成却下通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

3 市長は前項の規定により助成金の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに助成金を支給するものとする。

（支給の決定の取消し）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合

において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。